

**札幌市発注工事等の現場における
女性従事者の労働環境整備に対する助成金交付要綱**

平成 27 年	3 月 31 日	建設局長決裁
平成 27 年	12 月 3 日	一部改定
平成 28 年	3 月 31 日	一部改定
平成 29 年	3 月 31 日	一部改定
令和 2 年	3 月 31 日	一部改定
令和 4 年	9 月 22 日	一部改定
令和 6 年	3 月 13 日	一部改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設業界における現下の厳しい人手不足に鑑み、女性の建設業界への入職、定着の促進を図るべく、工事又は業務（以下、「工事等」という。）の現場における女性用トイレまたは女性用更衣室の設置を行い、労働環境を整備するため、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の労働環境整備に対する助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業主)

第 2 条 助成金の交付対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 札幌市が発注する工事等の受注業者であり、当該助成制度に申請を行ったもの（以下「対象事業主」という。）。
- (2) 札幌市税に滞納がないもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないもの。

(対象となる取組み)

第 3 条 助成の対象は次の各号のいずれかに該当し、女性に配慮した機能を有する女性専用のものとする。

- (1) 女性用トイレまたは女性用更衣室の設置
- (2) 女性用トイレまたは女性用更衣室の確保を目的とした現場事務所の設置及び改修

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象とはならない。

- (1) 本市が発注する工事等の現場において快適トイレ設置試行工事の対象であって、その費用が支払われる者。
- (2) 国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けている者（受けることが決定している者を含む）。

(設置物の機能)

第 4 条 前条に掲げる女性に配慮した機能とは、次の各号に該当するものであること。

- (1) トイレについては水洗（簡易水洗を含む）とし、擬音装置、サンタリーボックス、鏡を有するもの。また、車載トイレについても、上記条件を満たす場合対象とする。
- (2) 更衣室については、棚、鏡を有するもの。

（助成要件）

第5条 助成の対象となる工事等において、施工計画書に記載の現場稼働日数の100分の10以上の日数について、女性の技術者（代理人）、技能者、交通誘導員等が従事していること。

（助成金額）

第6条 第3条に掲げる取組について、1つの工事等の現場につき50万円を上限とし、予算の範囲内において同条(1)については、設置に必要な経費を助成するものとし、(2)については、設置にかかる改修費相当額を助成するものとする。なお、助成対象額には消費税等相当額を含まないものとする。

2 現場事務所と工事現場が離れている場合や工事現場が広域な場合など、トイレが概ね500m以上離れて設置せざるを得ない状況においては一箇所のみ追加設置することが出来る。なお、追加分の助成額は25万円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第7条 対象事業主は、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の労働環境整備に対する助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 札幌市が発注する工事等の契約書（名称、金額、工期がわかるページの写し）
- (2) 女性従事者の配置期間がわかる書類（作業員名簿、配置計画書等）
- (3) 設置物の見積書（改修等の場合には、改修費相当額がわかる書類）
- (4) 設置物等の仕様書
- (5) アンケート（取組実施前（女性従事者用））
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金交付決定等）

第8条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を札幌市発注工事等の現場における女性従事者の労働環境整備に対する助成金交付（不交付）決定通知書（様式2）により、対象事業主にその旨を通知するものとする。

- 2 対象事業主は、助成金の交付決定を受けた後、申請書の記載内容に変更が生じたときは、その内容を市長に報告し、必要に応じて第7条に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に基づく変更の申請があったときは、これを審査し、その結果を対象事業主に通知するものとする。

（設置の報告）

第9条 前条により助成金の交付が適当と認められた対象事業主が、女性用トイレまたは女性用更衣室の設置等をしたときは、札幌市発注工事等の現場における女性従事者の労働環境整備についての設置結果報告書（様式3）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する)

- (1) 助成対象の女性用トイレまたは女性用更衣室の設置等に関する状況を示す写真
- (2) 助成対象の女性用トイレまたは女性用更衣室の設置等に要した経費の確認が可能な書類(請求書・領収証等)
- (3) 女性従事者の出勤日及び出勤日数の確認が可能な書類
- (4) アンケート(取組実施後(女性従事者用、事業主用))
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の決定等)

第10条 市長は報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに、発注部署より提出される設置状況報告書を確認し適当と認められる場合は、助成金額を決定し交付するものとする。

(調査等への協力)

第11条 対象事業主は、この要綱による助成金の交付等に関して、必要な立入調査等を市長が行うときにはこれに協力しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の調査等において、女性用トイレまたは女性用更衣室の設置が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるよう対象事業主に指導するものとし、理由を付した書面により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、対象事業主が次の各号に該当すると認めるときは、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことができ、助成金を交付している場合は返還を求めることができる。取消しにあたっては、札幌市建発注工事等の現場における女性従事者の労働環境整備に対する助成金交付決定取消通知書(様式4)により申請業者に対し通知するものとする。

- (1) 助成対象の女性用トイレまたは女性用更衣室の設置を中止又は取りやめたとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第12条に基づく調査に協力を得られないと認めたとき。
- (5) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。